

東近江市 省エネ家電購入促進補助金

申請の手引き

東近江市環境部森と水政策課
(R8.5.7)

【本件に関するお問合せ先】

東近江市環境部森と水政策課環境政策係

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

TEL：0748-24-5524

IP：050-5802-9021

E-mail：morimizu@city.higashiomi.lg.jp

補助金制度の概要

東近江市では、省エネ家電への買い替えを促進することにより家庭におけるエネルギー費用負担の軽減とエネルギー消費の抑制による二酸化炭素排出量の削減を目的として補助金を交付します。

※ 東近江市省エネ家電購入促進補助金交付要綱に基づき実施するものです。

基本事項

1.申請期間

令和8年5月7日（木）から令和9年3月5日（金）まで

※ 令和8年4月1日（水）から令和9年2月28日（日）までに設置完了したものが対象です。

※ 交付申請は、先着順で受け付けます。

※ 予算額に達し次第、受付は終了します。

2.補助金額

(1) エアコン・冷蔵庫・冷凍庫（補助率1/2、上限4万円）

対象経費	補助金額
80,000円以上	40,000円
60,000円～79,999円	30,000円～39,000円
40,000円～59,999円	20,000円～29,000円

※ 本体の価格の2分の1の額（1,000円未満は切り捨て）

※ リサイクル料金や消費税は、対象経費に含みません。

※ 設置に係る経費は対象経費に含みます。

・ 東近江市内で自宅の**エアコン・冷蔵庫・冷凍庫**を

統一省エネラベル多段階評価点**★4.0以上**の新品に買い替えた人

(2) LED照明器具・電球（補助率1/2、上限2万円）

対象経費	補助金額
40,000円以上	20,000円
20,000円～39,999円	10,000円～19,000円

※ 総額2万円以上から申請できます。（複数の合計でも可能）

※ 工事を伴わない電球交換のみの申請も可能です。

※ 持ち運ぶことのできるものは対象外です。

基本事項

3.補助対象要件

- ・省エネ家電の購入先が東近江市内に事業所がある（大規模小売店舗を除く）
滋賀県電気工事工業組合、滋賀県電器商業組合、八日市商工会議所、東近江市商工会のいずれかの加盟店であること。
- ・東近江市に住民登録がある人
- ・市税の滞納がない人
- ・暴力団などに該当しない人
- ・補助は1軒につき1台限り（エアコン・冷蔵庫・冷凍庫）
- ・エアコン、冷蔵庫または冷凍庫については、統一省エネラベル多段階評価の星4.0以上の市内で自宅で使用するものを新品に買い替えた人。
- ・照明器具及び電球については、光源又はランプがLEDであること。

4.申請方法

- ・補助金の交付は、同一人、同一世帯及び住居1戸につき、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫のうちいずれか1台の購入又はLED照明器具の購入に対して、それぞれ1回限りとする。
- ・上記2種類の申請を分けて提出することも可能ですが、添付資料の住民票や完納証明書などはそれぞれ原本が必要となります。まとめて申請される場合は原本1通で申請可能です。
- ・申請書兼請求書に必要事項を記入し、必要な添付書類を全て揃え、東近江市森と水政策課の窓口[※]に直接提出してください。

※ 支所窓口、郵送等による提出は受付できません。

※ 提出書類は返却されません。

※ 設置完了後に申請してください。

5.交付決定等

- ・書類審査後、補助金を振り込みます。審査から振り込みまで1箇月程度の時間を要します。
- ・書類不備等に係る当課からの補正の求めに応じない場合や、交付要件を満たさない場合などは、不交付となります。

申請書兼請求書（記載例）

様式第1号（第6条関係）

（表）

日付は空欄のままにしてください。

省エネ家電購入促進補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

東近江市長 様

住 所 〒527-0023

東近江市八日市緑町10番5号

氏 名 東近江 太郎

電話番号 0748-24-1234



下記のとおり省エネ家電購入促進補助金の交付を受けたいので、東近江市省エネ家電購入促進補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

なお、東近江市補助金等交付規則第11条に規定する決定の通知は、必要としません。

記

全ての項目を
確認の上、レ
点を記入して
ください。

要 件	
	※該当する項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れ、全てを満たす場合に申請できます。
	<input checked="" type="checkbox"/> 令和8年4月1日以後に、自らが居住する住居のエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具又は電球を省エネ家電に買い換えました。
	<input checked="" type="checkbox"/> 買い換えた省エネ家電は、東近江市内に事業所（大規模小売店舗を除く。）を置く以下の(2)の加盟店から購入しました。 ①滋賀県電気工事工業組合、②滋賀県電器商業組合 ③八日市商工会議所、④東近江市商工会
	<input checked="" type="checkbox"/> 市税に未納はありません。
	<input checked="" type="checkbox"/> 買い換えた省エネ家電の処分に当たって手続が必要な場合は、適切に手続を行います。
	<input checked="" type="checkbox"/> 市から依頼があった場合、使用状況に関するデータの提供やアンケート等への回答に協力します。
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金交付の審査に必要となった場合は、市が販売店や関係機関に対し情報提供及び照会することに同意します。

申請書兼請求書（記載例）

(裏)

購入機器①		購入機器②			
該当するもの一つに☑を入れてください。		該当する場合は、☑を入れてください。			
☑エアコンディショナー □冷蔵庫 □冷凍庫		☑LED照明器具・電球 (3箇所交換)			
メーカー型式	〇〇〇(株) RX-7890 旧機器：□□□(株) CX-1234	メーカー型式	△△△(株) ZA-1234		
省エネ評価点	4 . 0 (4.0以上)				
購入経費 (a)	250,000 円 (リサイクル料金及び消費税を除く。)	購入経費 (b)	45,000 円 (消費税を除く。)		
設置年月日	令和8年6月15日	設置年月日	令和8年6月15日		
販売業者	〇〇電器店	販売業者	〇〇電器店		
購入経費 (a) × 1 / 2 = 4 0 , 0 0 0 円 (A) (1,000円未満切捨て、上限4万円、下限2万円)		購入経費 (b) × 1 / 2 = 2 0 , 0 0 0 円 (B) (1,000円未満切捨て、上限2万円、下限1万円)			
補助金交付 申請金額	(A) + (B) 6 0 , 0 0 0 円				
<p>※全ての書類が添付できているか☑を入れて確認してください。 LED照明器具・電球については、(5)及び(6)は不要です。</p> <p>☑(1) 省エネ家電の購入に係る領収書の写し又はこれに代わる書類 ☑(2) 省エネ家電の購入に係る経費の内訳書の写し ☑(3) 省エネ家電を設置する場所の位置図 ☑(4) 省エネ家電を設置した後の写真 ☑(5) 旧機器の家電リサイクル券の写し（排出者控又は小売業者等 回付の写し） ☑(6) 省エネ家電の型式及び省エネ評価点分かる書類の写し ☑(7) 市税を滞納していないことの証明書 ☑(8) 世帯全員の住民票 ☑(9) 誓約書兼同意書（様式第2号） ☑(10) 申請者の指定する金融機関口座の通帳等の写し（本人名義 に限る。）</p>					
振込先	金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義(カタカナ)
	□□銀行	◇◇支店	普通 当座	●●●●●●●●	ヒガシウミ 知

書類が添付できているか順番に確認し、レ点を記入してください。

申請書兼請求書の添付書類について

(1) 省エネ家電の購入に係る領収書の写し又はこれに代わる書類

- ・申請者と領収書の宛名は同一としてください。
- ・カード払いなどで領収書が出ない場合、カードの明細等で代金が支払われていることが確認できる書類を添付してください。
- ・購入店での支払証明書（任意様式）の発行が可能な場合は領収書の代わりに書類とすることも可能です。
- ・他の費用と合算されている場合、但し書き等に当該家電製品に関する経費が含まれている旨が記載されているか確認してください。

(2) 経費の内訳書の写し

- ・本体価格、工事費、リサイクル料金、消費税などの内訳がわかる書類の写しを添付してください。
- ・領収書に内訳が明記されている場合は、領収書の写しのみの添付で差し支えありません。
- ・申請書兼請求書裏面の購入経費と一致するか確認してください。

(3) 設置場所の位置図

- ・家電を設置した住宅がどこに所在しているか分かるように、縮尺2,500分の1程度の地図を添付してください。
- ・設置した住宅が分かるように、印を付けてください。

(4) 設置した後の写真

- ・次の2種類の写真を添付してください。
 - ①設置後の家電が識別できる機器全体と部屋の一部分が写っている写真
 - ②設置後の家電の型式が確認できる写真（アップ）

【エアコン・冷蔵庫・冷凍庫の買い替え時】

(5) 旧機器の家電リサイクル券の写し（排出者控又は小売業者等回付の写し）

- ・買い替えの証明として家電リサイクル券の写しを提出してください。

消費者控（2種類のうちどちらか）

小売業者等回付の写し

【一般社団法人家電製品協会資料抜粋】

①「料金販売店回収方式」

※消費者（排出者）は小売業者で家電リサイクル券（製造業者等引渡済）の閲覧ができます。

※小売業者は回付された管理票（「小売業者回付」片）を3年間保存する義務があります。

②「料金郵便局振込方式」



申請書兼請求書の添付書類について

【エアコン・冷蔵庫・冷凍庫の買い替え時】

(6) 省エネ家電の型式と省エネ評価点分かる書類の写し

- ・省エネ型製品情報サイト等で型式と省エネ評価点が記載されたページを印刷するか、チラシ等のコピーを添付してください。

省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)



(7) 市税の完納証明書

- ・原則、市に提出する日から3箇月以内に発行されたものを添付してください。
- ・東近江市納税課又は各支所で取得することができます。

(8) 世帯全員の住民票

- ・原則、市に提出する日から3箇月以内に発行されたものを添付してください。

(9) 誓約書兼同意書（様式第2号）

(10) 申請者の指定する金融機関口座の通帳等の写し（本人名義に限る）

- ・申請書に記載した金融機関の口座番号や名義が確認できるページ等の写し